

まだまだこれから？「中小企業の税制適格年金廃止問題」の対策

1. 中小企業の企業年金

総務庁「事業所・企業統計調査」(平成 16 年度調査)によれば、常用雇用者数 300 人未満の中小企業数(会社数)は、全法人 1,529,616 社のうち 99%超の 1,517,978 社にのぼります。

そのうち雇用従業者数 300 人未満から 30 人以上の企業の中で、退職給付(年金)制度がある企業は 68,170 社(”100~299 人”の企業 19,085 社と”99 人~30 人の企業”49,085 社)あります。そのうち厚生年金基金と適格退職年金制度のどちらかに加入している会社(併用含む)は、厚生年金基金は 33,007 社(8,645+24,362)適格退職年金 37,976 社(9,065+28,911)となり、そのうち併用が約 2 割程度あると考えられますので、厚生年金基金で約 26,400 社、適格退職年金で**約 30,400 社程度あると想定**されます。

ただし、厚生労働省大臣官房統計情報部平成 15 年 11 月発表の「平成 15 年就労条件総合調査の概況」では 30 人未満の企業のデータが無いため適格退職年金の加入企業数はこの 1.5 倍以上はあると想定されます。事実平成 17 年度 3 月末時点での中小企業庁の外部委託調査結果では、52,761 件(653 万人)の適格退職年金制度の報告がされています。

しかし平成 14 年 4 月よりスタートした**確定給付企業年金制度の実施に伴い適格退職年金制度の新規設立が認められなくなり、既存制度についても 10 年以内に確定給付企業年金等、他の年金制度に移行するか廃止することが義務付けられました。**移行にあたっては、制度変更が必要となるケースもありますので、十分な検討期間を持って制度移行を検討する必要があります。

2. 「適格退職年金制度」とは

適格退職年金(以下、「適年」とは、本来どのような仕組みなのでしょう。適格退職年金制度は法人税法施行令第 159 条に定められる 14 の適格要件すべてを満たし、国税庁長官の承認を得た年金制度を言います。

事業主は信託銀行、生命保険会社又は全国共済農業協同組合連合会(以下「受託機関」という。)と年金信託契約、年金保険契約又は年金共済契約を締結します。また投資顧問会社は運用のみを引き受けることができました。

事業主が負担する掛金は全額損金になりますが、適格要件にある「解約返戻金の従業員帰属」契約が解除された場合、要留保額は受益者等に帰属するものであることが条件となります。

この要件が、適年制度を廃止するにしても他の制度に移行するにあたって重要なポイントとなります。

3. 「適格退職年金制度」の廃止と他の年金への移行についての問題点

(1) 適年の廃止後、あらかじめ認定された各種制度へ移行する場合

適年の資産を直接移管可能な退職給付制度

適年から直接移管できる制度としては次の5つがあります。

- 企業型確定拠出年金
- 確定給付企業年金（規約型）
- 確定給付企業年金（基金型）
- 厚生年金基金
- 中小企業退職金共済

(2) 適年の廃止であらかじめ認定された他の年金に移行しない場合

適年から示したあらかじめ認定された各種制度へ移行する場合は、保有資産を直接移管することは可能ですが、どうしても廃止したあとに退職給付制度を採用しない場合は、年金資産（積立金）は従業員に分配されることとなります。また退職給付制度は残すが認定された退職給付制度以外の制度へ移行する場合も、同様に一旦資産が分配された後に、新制度への資産移管が行われます。この場合どちらの場合も一旦従業員に年金資産が分配されますので、受取った従業員の一時的所得の対象となり、所得税、住民税の対象となります。

ただし、この分配金については厚生労働省から通達があった「前払い退職金」には該当しないと判断されるところから、社会保険料の総報酬額には加算されないと考えて差し支えないと思われれます。（継続的な収入でない事と、労働保険料の計算からの130万円/年には一時所得は加算されないこと等から）

4. 「適格退職年金制度」の移行と生命保険の提案

一般的に中小企業の多くが、適格退職年金の積み立て原資を「中小企業退職金共済」（以下、「中退金」）に移行するケースが多いようです。ただしこの中退金の制度は**従業員の退職理由に関わらず自動的に制度から本人に支払われる**ため、会社の意向が全く反映されません。法律に触れない限り会社に対してどのような離反行為があったとしても退職金が支払われてしまうこととなります。また会社の一時的な借入先として、余程のことが無い限りこの中退金の資産を担保に一時的に借り入れるということができません。適年の原資は中退金に移行しても、移行後に積み立てる退職金準備金の全てを、必ずしも中退金で準備する費用はありません。

そこで、従業員の積立金の一部を養老保険を活用したハーフタックスプランにしておけば、満期金の振り分けや一時的な事業資金の手当てに契約者貸付を受けるなど、柔軟な対応が可能となります。



【法人契約（個人事業）保険の経理処理の基礎（7）】

国税庁保険料等の取扱い通達（その1）

（養老保険に係る保険料）

9-3-4 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする養老保険（被保険者の死亡又は生存を保険事故とする生命保険をいい、傷害特約等の特約が付されているものを含むが、9-3-6に定める定期付養老保険を含まない。以下9-3-7までにおいて同じ。）に加入してその保険料（令第135条《確定給付企業年金等の掛金等の損金算入》の規定の適用があるものを除く。以下9-3-4において同じ。）を支払った場合には、その支払った保険料の額（傷害特約等の特約に係る保険料の額を除く。）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。（昭55年直法2-15「十三」により追加、昭59年直法2-3「五」、平15年課法2-7「二十四」により改正）

- (1) 死亡保険金（被保険者が死亡した場合に支払われる保険金をいう。以下9-3-5までにおいて同じ。）及び生存保険金（被保険者が保険期間の満了の日その他一定の時期に生存している場合に支払われる保険金をいう。以下9-3-4において同じ。）の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険契約の解除若しくは失効により当該保険契約が終了する時までは資産に計上するものとする。
- (2) 死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族である場合 その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。
- (3) 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は(1)により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該残額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

（定期保険に係る保険料）

9-3-5 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする定期保険（一定期間内における被保険者の死亡を保険事故とする生命保険をいい、傷害特約等の特約が付されているものを含む。以下

9 - 3 - 7 までに同じ。)に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額(傷害特約等の特約に係る保険料の額を除く。)については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。(昭55年直法2 - 15「十三」により追加、昭59年直法2 - 3「五」により改正)

(1)死亡保険金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入する。

(2)死亡保険金の受取人が被保険者の遺族である場合 その支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人(これらの者の親族を含む。)のみを被保険者としている場合には、当該保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

(定期付養老保険に係る保険料)

9 - 3 - 6 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする定期付養老保険(養老保険に定期保険を付したものをいう。以下9 - 3 - 7 までに同じ。)に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額(傷害特約等の特約に係る保険料の額を除く。)については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。(昭55年直法2 - 15「十三」により追加、昭59年直法2 - 3「五」により改正)

(1)当該保険料の額が生命保険証券等において養老保険に係る保険料の額と定期保険に係る保険料の額とに区分されている場合 それぞれの保険料の額について9 - 3 - 4 又は9 - 3 - 5 の例による。

(2)(1)以外の場合 その保険料の額について9 - 3 - 4 の例による。

(傷害特約等に係る保険料)

9 - 3 - 6 の2 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする傷害特約等の特約を付した養老保険、定期保険又は定期付養老保険に加入し、当該特約に係る保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入することができる。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人(これらの者の親族を含む。)のみを傷害特約等に係る給付金の受取人としている場合には、当該保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。(昭59年直法2 - 3「五」により追加)

(保険契約の転換をした場合)

9 - 3 - 7 法人がいわゆる契約転換制度によりその加入している養老保険又は定期付養老保険を他の養老保険、定期保険又は定期付養老保険(以下9 - 3 - 7 において「転換後契約」という。)に転換した場合には、資産に計上している保険料の額(以下9 - 3 - 7 において「資産計上額」という。)のうち、転換後契約の責任準備金に充当される部分の金額(以下9 - 3 - 7 において「充当額」という。)を超える部分の金額をその転換をした日の属する事業年

度の損金の額に算入することができるものとする。この場合において、資産計上額のうち充当額に相当する部分の金額については、その転換のあった日に保険料の一時払いをしたものとして、転換後契約の内容に応じて9 - 3 - 4から9 - 3 - 6までの例による。(昭55年直法2 - 15「十三」により追加)

[来月号に続く・・・](#)